

## 2006年度の改正税法が成立

制度調査部  
齋藤 純

## 改正政省令とともに公布

## 【要約】

3月27日、2006年度税制改正に関連する改正税法が国会で成立、3月31日に公布された。主な改正としては、役員給与の損金算入の拡大、株式交換・移転税制の見直し、非適格ストック・オプションに係る費用の損金算入、試験研究費に係る税額控除制度の見直し、所得税等の税率の見直し、定率減税の廃止、などが盛り込まれている。

また、改正税法の細部を規定する改正政省令も、同日公布されている。

3月27日、2006年度税制改正を盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する等の法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が国会で成立、3月31日に公布された。改正税法は、2月3日に国会に提出されていたものである(地方税法等の一部改正法は2月7日)。

このうち、「所得税法等の一部を改正する等の法律」は、全部で14条の条文と附則から構成されており、主な改正としては、下表の項目が盛り込まれている。

	改正される法律	改正等の概要
第1条	所得税法	税率の見直し(10～37%の4段階 5～40%の6段階) 損害保険料控除の改組による地震保険料控除の創設 会社法の制定に伴う所要の整備 ・取得請求権付株式等の権利行使時の取扱い ・株式無償割当てに係る調書の導入 など 株式交換・移転に伴い完全子法人となる法人の株主に対する課税の見直し 申告書の公示制度の廃止
第2条	法人税法	役員給与の損金算入の拡大(利益連動給与等の損金算入の容認) 一定の同族会社に係る役員給与の損金不算入 同族会社の留保金課税の見直し ・同族会社の判定方法の見直し ・留保控除額の引上げ 会社法の制定に伴う所要の整備 ・取得請求権付株式等の権利行使時の取扱い ・役員範囲への会計参与の追加 など 組織再編に係る税制の整備 ・組織再編税制への株式交換・移転の組入れ ・非適格合併等における「資産調整勘定」及び「負債調整勘定」の認識及び償却 など 一定のストック・オプションに係る費用の損金算入の容認 申告書の公示制度の廃止

第 3 条	相続税法	<p>物納制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「物納不適格財産(管理処分不適格財産)」「物納劣後財産」の明確化</li> <li>・物納手続の整備</li> <li>・物納申請の許可に係る審査期間の法定(税務署長は、物納申請の期限から、原則として3ヶ月以内に許可又は却下を行う)</li> </ul> <p>申告書の公示制度の廃止</p>
第 4 条	地価税法	(略)
第 5 条	登録免許税法	(略)
第 6 条	消費税法	(略)
第 7 条	酒税法	<p>酒類の分類の簡素化(10種類 4種類(発泡酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類))</p> <p>酒類間の税負担格差の縮小</p>
第 8 条	たばこ税法	税率の引上げ
第 9 条	自動車重量税法	(略)
第 10 条	国税通則法	無申告加算税の割合の引上げ
第 11 条	国税徴収法	(略)
第 12 条	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	租税条約の相手国から犯則事件の調査に必要な情報提供の要請があった場合における質問、検査等を可能とする規定の整備
第 13 条	租税特別措置法	<p>試験研究費に係る税額控除制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「増加試験研究費に係る税額控除」と「試験研究費の総額に係る税額控除」との統合</li> <li>・試験研究費のうち増加部分に対する控除率の5%上乘せ措置の創設(2年間の時限措置)</li> </ul> <p>情報基盤強化税制の創設</p> <p>中小企業の交際費等に係る損金不算入の見直し</p> <p>登録免許税に係る特例の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産登記に係る軽減措置の廃止</li> <li>・土地の売買による所有権の移転登記、及び土地の所有権の信託の登記に対する税率の軽減</li> </ul> <p>既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額控除制度の創設</p> <p>相続時精算課税制度における住宅取得等資金の贈与に係る特例の適用期限延長</p> <p>ストック・オプション税制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法の決議に基づき付与されたストック・オプションの追加</li> <li>・適用対象者の範囲への「執行役」の追加</li> </ul> <p>株式交換・移転に係る特例の廃止</p>
第 14 条	経済社会の変化等に対応して早急に構ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律	<p>「経済社会の変化等に対応して早急に構ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率減税の廃止</li> </ul>

改正税法は、原則として2006年4月1日から適用されるが、項目によっては異なる施行期日が設けられているものもある。

なお、改正税法の細部を規定する次の改正政省令も、3月31日に公布されている。

<3月31日に公布された税制関係政令>

- ・ 所得税法施行令の一部を改正する政令
- ・ 法人税法施行令の一部を改正する政令
- ・ 相続税法施行令の一部を改正する政令
- ・ 地価税法施行令の一部を改正する政令
- ・ 登録免許税法施行令の一部を改正する政令
- ・ 消費税法施行令の一部を改正する政令
- ・ 酒税法施行令の一部を改正する政令
- ・ 印紙税法施行令の一部を改正する政令
- ・ 国税通則法施行令の一部を改正する政令
- ・ 国税徴収法施行令の一部を改正する政令
- ・ 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令
- ・ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令
- ・ 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律施行令を廃止する政令

<3月31日に公布された税制関係省令>

- ・ 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令
- ・ 所得税法施行規則の一部を改正する省令
- ・ 法人税法施行規則の一部を改正する省令
- ・ 相続税法施行規則の一部を改正する省令
- ・ 相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令の一部を改正する省令
- ・ 地価税法施行規則の一部を改正する省令
- ・ 登録免許税法施行規則の一部を改正する省令
- ・ 消費税法施行規則の一部を改正する省令
- ・ 酒税法施行規則の一部を改正する省令
- ・ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令
- ・ 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律施行規則を廃止する省令
- ・ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
- ・ 額面株式の株券の無効手続に伴い作成する株券に係る印紙税の非課税に関する省令の一部を改正する省令